障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定共同生活援助（介護サービス包括型／日中サービス支援型/外部サービス利用型）運営規程（参考例）

介護サービス包括型、日中サービス支援型又は外部サービス利用型のいずれかを選択し、他は削除すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 参　考　例 | 留意事項 |
| ○○○（共同生活援助）運営規程  　（事業の目的）  第１条　□□□が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定共同生活援助（介護サービス包括型／日中サービス支援型/外部サービス利用型）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うことにより、障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。  　（運営の方針）  第２条　利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえて共同生活援助計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに、その効果について断続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供する。  ２　利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。  ３　前２項のほか、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号。以下「基準条例」という。）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施する。  　（事業所の名称等）  第３条　事業所の名称及び所在地（主たる共同生活住居の所在地をいう。）は、次のとおりとする。  　（１）名称　 グループホームにいがた  　（２）所在地　新潟県新潟市××区××町○丁目○番○号  ２　共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。  　（１）名称　　グループホーム学校町A  所在地　新潟県新潟市××区××町○丁目○番○号  　（２）名称　　グループホーム白山浦A  所在地　新潟県新潟市××区××町×丁目×番×号  　（３）名称　　グループホーム上大川前A  所在地　新潟県新潟市××区××町×丁目×番×号  ３　サテライト型共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。  　（１）名称　　グループホーム学校町B  （グループホーム学校町Aのサテライト型住居）  所在地　新潟県新潟市××区××町○丁目○番○号  　　　　アパート○○　△△号室  　（２）名称　　グループホーム白山浦B  （グループホーム白山浦Aのサテライト型住居）  所在地　新潟県新潟市××区××町×丁目×番×号  　　　　アパート○○　△△号室  　（３）名称　　グループホーム上大川前B  （グループホーム上大川前Aのサテライト型住居）  所在地　新潟県新潟市××区××町×丁目×番×号  　　　　アパート○○　△△号室  　（従事者の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおり　とする。  　（１）管理者　1 人  　　　　従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。  　（２）サービス管理責任者　○人以上  　　　　共同生活援助計画の作成に関する事務を行うほか、利用申込者の心身の状況の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討等、他の事業所等との連絡調整並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。  （３）世話人　○人以上  　（４）生活支援員　○人以上  　　　　共同生活援助の利用者の介護等を行う。  　（５）事務職員　○人  　（入居定員）  第５条　事業所の入居定員は、１８人とする。  　　（定員内訳）      　（指定共同生活援助の内容）  第６条　事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。  （１）共同生活援助計画の作成  （２）入浴の介護又は清しき  （３）排せつの介護  （４）食事の介護  （５）利用者と共同で行う調理、洗濯及び掃除等の家事  （６）関係機関との連絡調整  （７）余暇活動の支援  （８）行政機関に対する手続き等の代行  （９）健康管理・金銭管理の援助  （10）相談及び助言等  （11）その他利用者に必要な介護及び日常生活上の支援  　（12）一時的に体験的な利用が必要と認められる者に対する前各号に掲げるサービスの提供（以下「体験利用」という。）  ２　前項（２）から（４）及び（11）における身体介護の実施にあたっては、事業所の責任において次条の受託居宅介護サービス事業者にサービス提供に関する業務を委託する。  　（受託居宅介護サービス事業者の名称等）  第７条　前条第２項に定める受託居宅介護サービス事業者は、次のとおりとする。  （１）　事業者名　社会福祉法人○○会  （２）　事業所名　ヘルパーステーション××  （３）　事業所所在地　新潟市◇◇区△△町××丁目×番×号  　（支給決定障害者から受領する費用の額等）  第７条　指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額（基準条例第２条第１２号に規定する利用者負担額をいう。）の支払いを受けるものとする。  ２　法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額（法第２９条第３項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。  ３　前２項の支払いを受ける額のほか、指定共同生活援助において提供する便宜に要する費用のうち、次に定める費用については、支給決定障害者から徴収し、《徴収した月の翌月末・毎年○月末等》に精算し、残金が生じたときは、利用者にその残額を返還するものとする。  　（１）家賃　○○○円（月額）（体験利用の場合、○○○円（日額））  　（２）光熱水費　○○○円（月額）（体験利用の場合、○○○円（日額））  　（３）食材料費　○○○円（月額）（体験利用の場合、○○○円（日額））  　（４）日用品費　実費  　（５）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、　　　支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの　実費  ４　前３項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付する。  ５　第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得るものとする。  　（入居に当たっての留意事項）  第８条  （緊急時等における対応方法）  第９条　従業者は、現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。  　（支援体制の確保）  第１０条　利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、連携施設を定め、適切な支援体制を確保する。  ２　前項の連携施設の種別及び名称は次のとおりとする。  　　就労継続支援Ｂ型事業所　×××  　（非常災害対策）  第１１条　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的にその従業者及び利用者に周知する。  ２　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。  ３　医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努める。  　（事業の主たる対象とする障がいの種類）  第１２条　事業所において指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。  知的障がい者  精神障がい者  難病等対象者  （虐待の防止のための措置に関する事項）  第１３条　事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。  （１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置  （２）成年後見制度の利用支援  （３）苦情解決体制の整備  （４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施  （５）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。  　（苦情解決）  第１４条　提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。  ２　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。  ３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力する。  （身体拘束等の禁止）  第１５条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。  ２　事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。  ３　事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。  （１）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底  （２）身体拘束等の適正化のための指針の整備  （３）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施  （感染症対策に関する事項）  第１６条　事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知  （２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備  （３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施  （業務継続計画の策定に関する事項）  第１７条　事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  　（その他運営に関する重要事項）  第１８条　従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。  　（１）採用時研修　採用後○か月以内  　（２）継続研修　　年○回  ２　従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ３　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ４　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。  ５　利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から５年間保存する。  　　 附　則  この規程は、平成２６年４月１日から施行する。  　附　則  この規程は、平成３０年４月１日から施行する。  　　附　則  この規程は、令和４年４月１日から施行する。 | ｢○○○｣は、事業所の正式名称を記載又は共同生活住居の名称を列記する。  ｢□□□｣は、開設者(法人名)を記載する。  （基準第１９５条）  介護サービス包括型、日中サービス支援型又は外部サービス利用型のいずれかを選択し、他は削除すること。  （基準第４条第１項）  （基準第４条第２項、基準第２０１条、第２０１条の１２）  その他、当該事業所における運営の方針を記載すること。  事業所の正式名称を記載する。  所在地は、住居表示及びアパート名等を正確に記載すること。  サテライト型住居がある場合には、左記の点線で囲んだサテライト型住居の名称、所在地を別に記載すること。  所在地は、住居表示及びアパート名等を正確に記載すること。  （第１９６条、第２０１条の４）  （基準第１９７条、第２０１条の５）  （基準第２０１条、第２０１条の４、第２０１条の５、第２０１条の１１）  （基準第１９８条の６、第２０１条、第２０１条の１１)  介護サービス包括型及び日中サービス支援型の場合は、必要に応じて左記の点線で囲んだ記載を入れること。  複数住居がある場合、事業所としての入居定員の合計数を記載すること。  定員内訳には住居ごとの定員数を記載すること。  入居定員には体験利用の利用者も含む。  サテライト型住居がある場合には、左記の点線で囲んだサテライト型住居の入居定員を別に記載すること。  体験利用の入居者を受け入れる場合、必要に応じて記載すること。  外部サービス利用型の場合は左記の点線で囲んだ記載を入れ、次条以降を繰り下げること。  （基準第１９８条の４、第２０１条の１１、第２０１条の２２）  その他利用者から費用を徴収するものについて、その内容及び金額を具体的に記載すること。（運営規程に定めていない内容について、利用者に負担を求めることはできない。お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金等あやふやな名目の費用の徴収は認められないことに留意すること。）  《　》内は、あくまで例示なので、事業所の実態に応じて記載すること。  複数住居があり、住居により額が違う場合は、住居ごとに費用の額を記載すること。（別紙としても差し支えない。）  利用者が指定共同生活援助の提供を受ける際に留意すべき事項(共同生活を営む上でのルール等)を記載する。  1  （基準第２００条の２、第２０１条の１１、第２０１条の２２）  （基準第２０１条、第２０１条の１１、第２０１条の２２）  訓練の実施回数等、可能な限り具体的に記載すること。  （消防関係法令を確認しておくこと。）  主たる対象者を特定する場合には、障がいの種別を記載する。  （基準第４条第３項）  事業所の実態に応じて、可能な限り具体的に記載すること。  （基準第２０１条、第２０１条の１１、第２０１条の２２）  （基準第２００条、第２０１条の１１、第２０１条の２２）  （基準第２０１条、第２０１条の１１、第２０１条の２２）  変更があった場合は附則に変更の履歴を残すこと。 |

|  |
| --- |
| ○　「留意事項」欄の「基準」とは、新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）のことをいいます。  　　また、「解釈通知」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）のことをいいます。  ○　この運営規程はあくまで参考例であり、各項目の記載方法及び内容等については、各事業所の実情等に応じて作成してください。ただし、「基準」に規定されている内容を制約することは認められません。 |